

2007年 9月 21日

各 位

三井液化ガス株式会社
代表取締役 佐藤雅一

子会社に対する経済産業省からの聴聞通知等について

弊社のLPガス販売子会社であるグロリアガス株式会社(本店:東京都千代田区)は、本日、経済産業省から下記事項について、平成19年10月5日に聴聞を行う旨の通知を受けましたので、お知らせいたします。

【関連する法律】

『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律』(液石法)

【聴聞の対象となる行政処分の内容】

液石法第26条に基づく液化石油ガス販売事業の一部停止命令

また上記とは別に、液石法第14条第2項に基づく書面の交付命令、及び液石法第34条第3項に基づく保安業務の改善命令を併せて受ける予定です。

【行政処分の根拠となる事実】

グロリアガス株式会社における液石法第27条第1項第1号に規定する供給設備点検及び同項第2号に規定する消費設備調査の未実施、同法第14条第1項に規定する書面の不交付及び捏造、及び同法第34条第1項に規定する保安業務の未実施及び点検又は調査記録の捏造。

弊社は、従来から企業活動におけるコンプライアンス並びに企業の社会的責任を果たすことを最も重要とする経営を行ってまいりました。しかしながら、今回弊社の子会社であるグロリアガス株式会社がこのような法令違反を犯し、行政処分を受けますことは、弊社の経営理念が弊社グループ内で理解されておらず、指導の面でも徹底を欠いていたことであると考えております。

弊社といたしまして、今回の処分を厳粛に受け止め、グロリアガス株式会社のお客様に対して深くお詫び申し上げるとともに、弊社ブランド「三井ガスPグロリア」の信用を著しく損なう結果となったことにより、永く同ブランドをご使用いただいております特約店の皆様方に種々ご迷惑をおかけすることに対して、深くお詫び申し上げます次第です。

弊社は、6月の原子力安全・保安院殿によるグロリアガス株式会社ヤマビ事業本部及び仙台ミツイ事業本部への立入検査後、同社に対して真摯・誠実な対応を指示いたしました。同時に、弊社におきましてもLPガス販売会社への保安指導を強化するための組織として、8月1日付で取締役社長を本部長とする『保安統括本部』を立ち上げ、販売会社の保安点検業務の指導・支援が徹底出来る体制を整えるとともに、販売会社の保安組織に対する保安監査が継続的に実施出来る体制を構築致しました。

弊社は、皆様の信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。

以 上